原判決を破棄する。

被告人を懲役12年及び罰金500万円に処する。

原審における未決勾留日数中750日をその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、金1万円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

.

第1 本件控訴の趣意は、弁護人吾郷計宜作成の控訴趣意書及び意見書記載のと おりであるからこれを引用する。

第2 所論は、被告人を懲役14年及び罰金500万円に処した原判決の量刑は重きに失し、被告人に対しては懲役5年ないし6年程度の判決が言い渡されるべきである、というのである。

そうすると、本件は覚せい剤取締法違反の点が未遂、関税法違反の点が予備に止まり、幸いにして覚せい剤が社会に拡散すること自体は未然に防止されたことなど被告人のために斟酌すべき事情を十分考慮しても、原判決の量刑は、その宣告時においてみる限り、罰金額も含めて重きに過ぎて不当であるとまではいえない。

しかしながら、当審における事実取調べの結果によれば、被告人は、原審では、犯行を否認し、本件貨物船に積み込んだ大型消火器2本の中に覚せい剤が隠してあったことを全く知らなかったなどと主張して本件公訴事実を争っていたが、原判決後、本件の重大性にあらためて気づき、当審においては一転して公訴事実を認めるに至り、反省を深めていると考えられること、また、原判決後、D協会に200万円、E協会に400万円の合計600万円の贖罪寄附をしていること、香港にいる被告人の妻が当公判廷に出廷し、遠い故郷から一日も早い被告人の帰国を子供らとともに心から待っている旨証言していることが認められ、これらの点も加え、あらためてその量刑を検討すると、現時点でなお原判決の量を維持することは酷に過ぎ、これを破棄しなければ明らかに正義に反するものといわねばならない。

第3 よって、刑事訴訟法397条2項により原判決を破棄し、同法400条ただし書に従い、直ちに当裁判所において自判することとし、原判決が適法に認定した事実に原判決挙示の各法令を適用し、その刑期及び金額の範囲内で被告人を懲役12年及び罰金500万円に処し、刑法21条により原審における未決勾留日数中750日をその懲役刑に算入し、その罰金を完納することができないときは、同法18条により金1万円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置するにととし、なお原審及び当審における訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用してこれを被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決する。

## 広島高等裁判所松江支部

 裁判長裁判官
 宮
 本
 定
 雄

 裁判官
 吉
 波
 佳
 希

 裁判官
 植
 屋
 伸